

## 在宅寝たきり老人紙おむつ支給事業

<p>支給対象者</p>	<p>65歳以上の高齢者で町内に居住し、要介護認定を受けており下記の★に該当する方で、6ヵ月以上常時紙おむつを使用している在宅の方が対象となります。</p> <p>★認知症高齢者の日常生活自立度判定基準「ランクⅢ・Ⅳ・Ⅴ」に該当する方。</p> <p>★障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準「ランクA2・B1・B2・C1・C2」に該当する方。</p>
<p>紙おむつの支給</p>	<p>紙おむつの購入費用を、<u>月額5,000円を限度に支給</u>します。受給者が入院した場合や、施設に入所した場合であっても、入院や入所の期間が<u>月の半分未満の場合</u>は在宅の期間とみなして支給できます。</p>
<p>支払い方法</p>	<p>個人で購入される方は、紙おむつを購入した際の領収書（レシートでもかまいません）に支給対象者の氏名を記入し、「久万高原町役場保健福祉課」へ毎月ご持参ください。<u>(②合計金額だけの領収書は不可です。必ず購入した商品の内容が分かるものを添付して下さい。)</u></p> <p>後日、申請書と一緒に提出していただいた振込金融機関にお振込み致します。</p>
<p>利用の廃止</p>	<p>下記の事由に該当した場合は利用の廃止となります。</p> <p>①転出・施設入所等により、久万高原町内に居住しなくなったとき。</p> <p>②寝たきりの状態が良くなったとき。(支給対象者の★の状態に該当しなくなったとき。)</p>
<p>注 意 点</p>	<p>6ヶ月以上継続してご利用がなかった場合、受給資格は消滅します。利用再開を希望する場合は、再度申請を行っていただくようになります。</p>

ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡下さい。

《お問い合わせ》

〒791-1201

愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 212 番地

久万高原町役場 保健福祉課 高齢者福祉係

TEL (0892) 21-1111 (内線 147)

FAX (0892) 21-2860